

(参考)

1. 設置基準緩和を行った平成15年12月時点では、東京都心部（JR山手線が通っている12区。以下同じ。）において基準緩和の実施が可能なビルは142件あったが、このうち実際に基準緩和を実施した旨の届出があったものは12件に止まっており（平成20年4月1日現在）、この緩和が十分活かされていないことがわかった。

基準緩和を実施していなかった主な理由をサンプル調査したところ、「基準緩和の内容を良く理解していなかった」、「航空障害灯の消灯等の措置を行うにはビルの電気設備の改修が必要であり、手間と費用がかかる」、「航空障害灯の更新時期に来ていないため、更新時に検討したい」等が上げられた。

なお、平成15年12月以降も高層ビルが建設されており、新たに建設された高層ビルに近接するこれ以外の既存ビルについても基準緩和の対象となることがありうる。

2. 基準緩和の実施による省エネルギー・CO<sub>2</sub>削減の可能性

東京都心部における基準緩和が可能であったビル130件のうち半数が、基準緩和を実施した12件と同様にこれを実施したと仮定した場合の省エネルギー及びCO<sub>2</sub>削減は、単純な試算では以下のとおり。

- ・省エネルギー（電気使用量削減）

約70万 kwh／年

（一般家庭における年間消費電力量の約120世帯分に相当）

- ・CO<sub>2</sub>削減

約240トン／年

（一般家庭における電気・ガス等による年間CO<sub>2</sub>排出量の約40世帯分に相当）